

# 令和5年度地域スポーツクラブ体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業） 実施要領（仕様書）

## 1 委託件名

令和5年度地域スポーツクラブ体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）委託

## 2 事業の趣旨

少子化が進む中で、現行の、学校単位で活動する運動部活動の継続は困難になってきており、今後、子供たちがスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。こうした事態を避けるため、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツの機会を確保し、将来にわたり子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境を構築していく必要がある。

本事業は、全国各地域において、運動部活動の地域移行や学校の合同部活動・ICT 活用の取組に関する実証を行い、運動部活動の地域連携・地域移行の推進に向けた課題解決方策や、地域事情を反映した事例創出等を行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

## 4 事業内容

### ① 運動部活動の地域移行に向けた実証事業

#### （実施内容）

##### ●事業実施体制の構築

- 実施団体は、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署等が連携・協力し、地方公共団体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。
- 実施団体は、本事業の実証事業に取り組む地域（以下「拠点地域」）においても、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署等が連携・協力し、拠点地域として一体となり本実証事業を実施できる体制を構築させること。
- 地域スポーツクラブ活動に関する体制としては、例えば、
  - ・市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
  - ・総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

などが考えられる。その際、「実証事業の実施内容」で示す各項目の取組について、関連する取組を組み合わせながら、可能な限り多様なモデルを創出できるよう留意すること。

##### ●関係者の理解促進

- 実施団体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前

提とした「運動部活動」という生徒にスポーツ活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

●実証事業の実施内容

- 実施団体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に実証を行うこと。また、都道府県においては、「※」を付記している取組内容を必須とする。なお、各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。また、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備※

- ・関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組

（例：広域的な活動を行う総括コーディネーター等を配置し、関係団体・市区町村等との連絡調整・指導助言等を行う。 など）

- ・コーディネーターに関する取組

（例：中学校区でコーディネーターを配置し、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。  
地域学校協働活動推進員や PTA 等との効果的な連携を図り、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。 など）

- ・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組

（例：運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。  
多世代向けのプログラム等を構築することで、新たな会員の確保を行い、自立した運営のできる組織体制を構築する。  
『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般団体向け〉』に準拠した運営を行う。 など）

- ・責任の主体の明確化に関する取組

（例：活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任や賠償責任の主体を明確にし、共通理解を図る（例：関係規定の整備など）。 など）

イ：指導者の質の保障・量の確保※

- ・人材の発掘・マッチング・配置に関する取組

（例：都道府県に設置されている人材バンクを活用し、指導者を確保する。  
体育・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等と連携し、指導者を確保する。  
アスリートを活用し、指導者としての役割を担ってもらう。 など）

- ・研修、資格取得促進に関する取組

（例：指導者に対して、資質向上のための研修の受講や資格取得を促進する。 など）

- ・安全・安心な活動の実施に関する取組

（例：心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメント根絶に関する取組を行う。  
スポーツドクターやトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理面で支える。 など）

- ・平日・休日の一貫指導に関する取組

〔例：平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、効率的・効果的な連携方策を構築する。  
ICTや民間企業のアプリ等を使用して、平日・休日の練習内容等を共有する。など〕

ウ：関係団体・分野との連携強化<sup>※</sup>

- ・体育・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等との連携に関する取組

〔例：指導者の派遣、民間施設の利用、研修教材の提供・講師派遣などについて連携する。など〕

- ・スポーツ推進委員との連携に関する取組

〔例：スポーツ推進委員が総括コーディネーターやコーディネーターを担う。など〕

- ・地域公共交通との連携に関する取組

〔例：地域の公共交通サービスやスクールバス、自家用有償旅客運送などによる送迎サービスを活用して、生徒の送迎を行う。  
アプリを利用した移動手段の確保を行う。など〕

- ・まちづくりとの連携に関する取組

〔例：地域スポーツコミッションや地域おこし協力隊と連携し、運営団体・実施主体や指導者の確保等を行う。など〕

エ：面的・広域的な取組

- ・1学校における多く(半分以上)の運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行の取組
- ・市区町村等を超えた取組

〔例：市区町村を超えた2つ以上の中学校を対象として地域スポーツクラブ活動を行う。活動場所や指導者の確保について、複数の市区町村で連携する。など〕

オ：内容の充実

- ・生徒の多様なニーズに応じた取組

〔例：生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の確保に取り組む。など〕

- ・複数種目やシーズン制の取組

〔例：複数の種目を実施できるよう、誰でも参加できる地域スポーツクラブ活動を実施する。  
夏は野球、冬はスキーのように、シーズンによって多様な種目を実施する地域スポーツクラブ活動を実施する。など〕

- ・体験型キャンプの取組

〔例：複数のスポーツを体験できるキャンプを開催する。など〕

- ・レクリエーション的活動の取組

〔例：誰もが楽しめるスポーツ体験教室を実施する。など〕

- ・インクルーシブな活動の取組

〔例：障害の有無に関係なく、スポーツ活動に参加できる取組を実施する。など〕

- ・世代間交流に関する取組

〔例：高校生や大学生などと合同で練習を行う。など〕

#### カ：参加費用負担の支援等<sup>※</sup>

- ・困窮世帯への支援に関する取組

例：地域スポーツクラブ活動に参加する困窮世帯に対して、必要な経費を支援する。  
困窮世帯に必要な経費項目・金額の調査を実施する。 など

- ・費用負担の在り方に関する取組

例：地域スポーツクラブ活動に係る収支を踏まえた会費の適切な設定・徴収方法の検討や、保護者負担経費の調査（既存の部活動における活動経費との比較や調整・管理の在り方を含む）・検討を行う。  
企業版ふるさと納税や企業等からの寄附などの多様な財源の在り方の検討を行う。 など

#### ク：学校施設の活用等

- ・学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

例：学校の施設・設備・備品等を使用して、地域スポーツクラブ活動を実施する際の利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。  
指定管理者制度や業務委託等による運営を行う。 など

### ●実証事業の実施体制の構築

- 実施団体は、休日の運動部活動を学校から切り離し、地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む中学校（以下「拠点校」という。）を中心に、当該拠点校を所管する学校設置者やスポーツ所管部署、地域におけるスポーツ関係団体をはじめとする関係者と連携・協力し、上記取組を行いつつ、生徒が地域スポーツクラブ活動を実施できる体制を速やかに構築すること。
- 実施団体は、当該拠点校を所管する学校設置者等に対して、当該地域の人口規模、地理的・社会的環境に加え、学校・部活動の状況や地域のスポーツ環境など、拠点校の置かれた環境はそれぞれで異なることを踏まえ、地域（保護者、地域住民等）、行政（スポーツ所管部署、学校体育（部活動）所管部署、生涯学習・社会教育所管部署。その他、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等との連携も考えられる。）スポーツ関係団体（体育・スポーツ協会、競技団体等）、大学、民間企業などの関係者間で必要な連携を図り、地域の実情を踏まえた休日の地域スポーツクラブ活動を行うこと。

### ●協議会等の設置等

- 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、域内における新たなスポーツ環境の構築の円滑な実施を図るため、関係者の合意形成、事業の実施方針の決定、拠点校における実践の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を可能な限り設置する。協議会等を設置する場合は、行政、拠点校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。
- 協議会等の経費については、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和4年度第二次補正予算）を活用すること。

### ●拠点校に対する支援

- 実施団体は、各地方自治体における協議会等の議論を踏まえつつ、拠点校における取組内容を適時適切に把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言し、支援すること。

### ●事業の周知、事業の検証、成果の普及

- 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容(安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。)について、事前に周知をすること。
- 実施団体は、令和3年度及び令和4年度の地域運動部活動推進事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果(生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む)や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の運動部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たなスポーツ環境の整備充実の進め方を検討すること。
- 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、地域の実情に応じて、域内における拠点校以外の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

### ●今後の進め方等の決定

- 実施団体は、域内における休日の運動部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、拠点地域またはそれ以外の地域で主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域におけるスポーツ環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

### (留意事項)

- ✓ 地域スポーツクラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)の内容を十分踏まえること。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツによる教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。
- ✓ 実施団体の選定については、事業の効率的・効果的な実施の観点から適切に行うこと。また、地域の実情が様々であることに鑑み、都市部や地方部、中山間地域、諸島部など、多様な事例が創出されるよう、選定地域に偏りがないように配慮すること。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを本委託費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域スポーツクラブ活動を実施するのに必要な経費(会費、生徒の保険料、会場使用料など)の一部を受益者負担

や自治体負担とすることが考えられる。

- ✓ また、活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるところだが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。
- ✓ 事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域スポーツの活動時間の推移、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのアンケートやヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法によること。
- ✓ スポーツ庁において全国各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の部活動の段階的な地域移行について全国的な普及を図るための取組を実施するため、実施団体は、拠点校における実践やその成果について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施などの依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

新型コロナウイルス感染症については、衛生管理マニュアル等に基づき、地域における感染状況に応じて、感染リスクの高い活動の一時的な制限等を行うなど、関係者の感染症対策を徹底すること。

## ② 合同部活動の推進に関する実証事業

(実施内容)

### ●事業実施体制の構築

- 実施団体は、学校体育（部活動）所管部署及びスポーツ所管部署等が連携・協力し、地方公共団体として一体となり、複数校の生徒が学校の枠を越えて合同で活動する部活動（合同部活動）に取り組む学校や地域を定め、事業実施体制を構築すること。
- 実施主体は、本実証事業に取り組む地域（以下「拠点地域」）においても、学校体育（部活動）所管部署及びスポーツ所管部署等が連携・協力し、拠点地域として一体となり本実証事業を実施できる体制を構築させること。

### ●関係者の理解促進

- 実施団体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「運動部活動」の仕組みは持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、将来にわたってスポーツ機会を確保できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

### ●検討・運営会議等の設置

- 実施団体は、域内における新たなスポーツ環境の構築の円滑な実施を図るため、関係者の合意形成、事業の実施方針の決定、拠点校における実践の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う「検討・運営会議」を設置する。検討・運営会議は、行政、拠点校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。

### ●拠点校に対する支援

- 実施団体は、「検討・運営会議」における議論を踏まえつつ、拠点校における取組内容を適時適切に把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言し、支援すること。

●事業の検証、成果の普及

- 実施団体は、令和3年度及び令和4年度の地域運動部活動推進事業における成果や課題に加え、当該事業における実証結果や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の運動部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たなスポーツ環境の整備充実の進め方を検討すること。
- 実施団体は、令和3年度及び令和4年度の地域運動部活動推進事業における取組も含めて、関係者間の合意形成の進め方、指導者や活動場所の確保方策、生徒の移動等にかかる知見や成果、優良事例などについて、他の地域に普及させること。

●今後の進め方等の決定

- 実施団体は、域内における休日の運動部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、拠点地域またはそれ以外の地域で主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域におけるスポーツ環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること

(留意事項)

- ✓ 運動部活動の地域連携・地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。
- ✓ 実施団体の選定については、スポーツ庁において各自治体における合同部活動の推進に関する実証事業に取り組む意思の有無等を取りまとめた結果も考慮した上で、事業の効率的・効果的な実施の観点から適切に行うこと。
- ✓ Aタイプ（都市部）は、学校間の地理的距離が近接しており、生徒が徒歩等により隣接する学校へ移動することが可能な地域を想定しており、例えば、近隣校で競技種目ごとにそれぞれの活動を実施する学校を設定し、複数校の生徒が合同で参加して部活動を実施する取組などが考えられる。
- ✓ Bタイプ（地方部）は、学校間の地理的距離が遠隔していたり、学校が山間部に立地していたりするため、生徒の隣接する学校への移動が制約されている地域を想定しており、例えば、少子化の影響により、単一校では活動が行えない競技種目について、市町村を越えて他校の生徒と合同で部活動を実施する取組などが考えられる。
- ✓ 実証事業の実施に当たっては、例えば、生徒が移動することなく専門的な指導を受けたり、対面による指導によらずとも生徒自身で効果的な練習が行えるなど、ICTを積極的に活用して部活動の運営・指導に取り組むことが考えられる。また、都道府県や市町村と連携し公共交通の活用も含めた検討を行うことも考えられる。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症について、衛生管理マニュアル等に基づき、地域における感染状況に応じて、感染リスクの高い活動の一時的な制限等を行うなど、関係者の感染症対策を徹底すること。

③ 短時間で効果的な活動の推進に関する実証事業

## (実施内容)

### ●事業実施体制の構築

- 実施団体は、地域（保護者、地域住民等）、行政（学校体育所管部署、スポーツ担当部局）スポーツ関係団体（体育・スポーツ協会、競技団体等）、体育系大学・学部、民間企業などの関係者間で連携協力し、短時間で効果的な活動の実践研究に取り組む学校や地域を定め、事業実施体制を構築すること。

### ●短時間で効果的な活動の実践

- 実施団体は、ICT を活用した上で、少なくとも2種目以上の部活動等において、短時間で効果的な活動の推進に向けて、スポーツ医・科学の知見に基づく科学的なトレーニングや遠隔地からのオンライン指導を組み合わせたトレーニング等を実践すること。その際、令和4年に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「総合的なガイドライン」という。）において定められた休養日及び活動時間の基準を下回る活動とすること。
- 実施団体は、学校において働き方改革に取り組む必要性や意義を理解し、ICT を活用しつつ、部活動等の管理・運営の効率化に向けた実践を行うこと。

### ●検討・運営会議等の設置

- 実施団体は、短時間で効果的な活動の推進を図るために、活動の実施方針の決定、拠点校における実践の共有や検証、指導手引の構成や内容、普及方法の検討などを行う「関係者会議」を設置する。関係者会議は、行政、拠点校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。

### ●拠点校に対する支援

- 実施団体は、「関係者会議」における検討を踏まえつつ、拠点校における取組内容を適時適切に把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言し、支援すること。

### ●事業の検証、成果の普及

- 実施団体は、本実証事業を踏まえ、短時間で効果的な活動を実施する際に参考となる指導手引（競技レベルに応じた練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、運営面の工夫などを記載）を作成すること。
- 実施団体は、上記の指導手引の内容等に基づき、研修会や講習会を実施するなどして、他の学校や地域に普及させること。

## (留意事項)

- ✓ 実施団体の選定については、スポーツ庁において各自治体における短時間で効果的な活動の推進に関する実証事業に取り組む意思の有無等をとりまとめた結果も考慮した上で、事業の効率的・効果的な実施の観点から適切に行うこと。
- ✓ 実証事業における運動部活動の活動時間は、例えば、従前に総合的なガイドラインの基準通りの活動を行っていた場合には、1週間当たり3日以上休養日を設け、平日及び休日の1日あたりの活動をより短い時間で実施するなど、従前の活動時間等よりも少ない形で実施すること。また、長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- ✓ 事前準備や後片付けなどの活動前後の時間についても、いたずらに長くならないようにし、活動時間とそれに付随する前後の時間の合計が平日2時間以内、休日3時間以内となることが望ましい。
- ✓ 本実証事業は、活動の時間を短くすることが目的ではなく、スポーツ医・科学の知見に基づいたトレーニングや遠隔地からのオンライン指導を組み合わせたトレーニングの導入により、活動の質を向上させることで、



結果として活動時間も短縮し、生徒の健全な育成に資することが目的であること。

- ✓ 作成する指導手引は、ICT 機器による利活用を前提とした仕様とし、その構成は、顧問教員や生徒等にとって利便性が高く、わかりやすいものとする。単に紙媒体による閲覧を目的に作成した指導手引きのデータを ICT 機器において閲覧できる状態にすること等は認められない。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症について、衛生管理マニュアル等に基づき、地域における感染状況に応じて、感染リスクの高い活動の一時的な制限等を行うなど、関係者の感染症対策を徹底すること。